

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年1月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第50号

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「の申請」の右に「(同条第2項に該当する場合を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)